令和5年度 子育て世帯生活支援特別給付金

支給要件に該当する場合は申請が必要です。<u>申請を</u> 希望される場合は、来庁前に電話でご相談ください。

※令和5年3月分の児童扶養手当受給者および令和 4年度子育て世帯生活支援特別給付金受給者には 支給済みです。

支給対象者(ひとり親世帯)

- ①公的年金等の受給により児童扶養手当を受給して いない方
- ②物価高騰の影響により家計が急変し、児童扶養手 当受給者と同じ水準となった方

支給対象者(その他世帯)

- ①令和5年3月末時点で18歳未満(障害児の場合20歳未満)の児童を養育する父母のうち、物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当となった方(令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象となります。)
- ②令和5年3月末時点で18歳未満(障害児の場合20歳未満)の児童を養育する父母のうち、主たる生計維持者が令和5年度住民税非課税の世帯(令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象となります。)

支給額 児童一人当たり一律5万円

申請期限 令和6年2月29日(木)

問合せ 保健福祉課福祉係(ゆとろ内・☎23-3019)

人材育成基金活用推進事業の追加申請受付

町では、活力と魅力に満ちたまちづくりを推進する人材を育成する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助対象

町に1年以上在住または勤務している方やこれらの方で構成する団体が、令和5年度中に実施する次のような事業

- ①自己形成のための教育・文化・産業等における調 査研修事業(国内3日以上、国外5日以上)
- ②スポーツや文化・経済活動による交流事業(国内 3日以上、国外5日以上)
- ③地域の活性化や文化・教養を高めるための講演会 の事業で、効果が地域住民に還元されるもの

補助率等

- ①・②:補助対象経費の3分の2以内(個人…国内 10万円・国外50万円まで、団体:50万円まで)
- ③:補助対象経費の2分の1以内(50万円まで)

申請方法

セールス戦略課で配布する申請書等を、<u>事業開始の</u> 1 カ月前までに必ず事前相談のうえ、提出してください。申請書等は町 HP からもダウンロードできます。

申請期限 10月27日(金)必着

内定 11月中の予定

提出先・問合せ セールス戦略課ふるさとプロモー ション係(☎23 - 3042)

広告

お知らせ

乳幼児のいる子育て世帯へ町のごみ袋を無償 配布します

町では少子化対策事業として子育て世帯を応援するため、乳幼児のいる世帯へおむつ用ごみ袋を配布しています。

なお、対象となる世帯には 10 月下旬に引換書を 送付します。

対象 令和3年11月1日以降に生まれた乳幼児がいる世帯 対象 乳幼児1人当たり1カ月につき町指定ごみ袋(20L袋)を10枚配布します。 目 10月23日(月)~31日(火)※土日は除く い 【ゆとろ】8時45分~17時15分、【太美出張所】9時~17時 目 保健福祉課保健福祉係(ゆとろ内・☎23-3019)

令和5年度 当別町価格高騰重点支援給付金

住民税非課税世帯に一律3万円が支給される給付金について、7月下旬に、対象となる世帯へ「価格高騰重点支援給付金支給要件確認書」を送付しています。

返送期限は 10月 31日となっておりますので、 まだ確認書を返送していない方はお早めに手続きを してください。

問 環境生活課環境対策係(☎23-2503)

高齢者世帯などへ除雪サービスを実施します

財 町民税が非課税・均等割のみ課税世帯で、除雪を援護できる親族や友人等がいない次のいずれかに該当する世帯。ただし、入院等で長期間居住していない場合は対象外です。

①65歳以上のひとり暮らしの方で、自力で除雪が 困難な方。②いずれかが65歳以上の夫婦のみの世 帯で、夫婦とも除雪が困難である世帯。③身体障害 者手帳1・2級、療育手帳A判定または精神障害者 保健福祉手帳1級を所持している方のみの世帯。

M 町による道路除雪が行われた日に必要に応じて 実施し、玄関先から公道までの通路(幅1m)一か 所のみ除雪します。ただし、屋根の雪や屋根から通 路等に落ちた雪は対象外です。なお、時間の指定は できません。

10 月は集中美化強化月間です

一人ひとりが環境景観を意識し、美しいまちづく りに努めましょう。

問 環境生活課環境対策係(☎23-2503)

広 告

広 告

広 告

キャッシュレスポイント還元事業実施中

生活物資の値上がりによる生活負担の軽減やデジタル化の推進のため、町内のキャンペーン実施店舗で対象のキャッシュレス決済でお支払いをした消費者に対して、決済金額の20%分のポイントを付与する事業を実施中です。ポイント付与の対象となる決済方法は、決済アプリでご確認ください。

「北海道水資源の保全に関する条例」に基づ く事前届出について

水資源保全地域に指定された区域内で土地取引を 行う場合は、契約締結の3か月前までに北海道知事 への届出が必要です。詳しくは、問合せください。

当別ダム以北全域で売買、交換、営業譲渡などの土地取引を行った方。ただし、相続や贈与の場合は、届出の必要がありません。届出が必要な方は権利譲渡者(売買の場合は売主)です。 間 北海道総合政策部計画局土地水対策課水資源保全係(25011-204-5178)

当別町気象観測データとリアルタイム映像の 公開開始について

町内の2箇所に気象観測機器とウェブカメラを設置し、気温、雨量、風向・風速、積雪深の観測データを専用サイトにて、リアルタイム映像を町 HP にて 10 月から公開します。このデータは1分ごとに更新されるため、いつでも最新の情報を確認することができます。

パソコンやスマートフォンを使用して専用サイトにアクセスするだけで確認できますので、防災対策や日常生活などに活用してください。専用サイトへは URL「https://tobetsu.tenki. ne.jp」または右記 QR コードからアクセスしてください。 間 白樺公園、西当 別コミセン 間 建設課建設係(23-3142)

10月31日は、町道民税・固定資産税・国民健康保険税の納期限です

納期限までに納付しないと、督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合がありますので、忘れずに 納付しましょう。

病気や失業などのやむを得ない事情により、納期 限までに納付することができない場合は、ご相談く ださい。

問 税務課納税係 (**☎** 23 − 2341)

広 告

広 告

広告